

# 沖縄県福祉のまちづくり条例が変わります

沖縄県福祉のまちづくり条例とその施行規則の一部を改正しました。四月一日から新たに施行します。  
 今回の改正については、関係機関との調整や障害のある方から意見聴取を行ったほか、パブリックコメントなども実施し、県民の皆さんの意見をできる限り条例改正に反映させました。

## すべての方が自由に社会参加できる地域社会を目指して



**「沖縄県福祉のまちづくり条例」って何？**  
 沖縄県福祉のまちづくり条例とは、お年寄りや障害のある方をはじめすべての県民の皆さんが自由に社会参加できる地域社会を実現するために制定した条例で、平成十年四月に全面施行しました。

この条例では、社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、商業施設などについて、すべての方が安全で快適に利用できるよう、出入口の段差をなくす、廊下を車いすが通ることができるよう十分な幅を確保する、トイレに手すりを設置することなど必要なバリアフリーの整備を求めています。

**Q.バリアフリーとは？**  
 お年寄りや障害のある方が生活する上でのバリア（行動上の障害）を取り除くことについて考え方のことです。

**条例改正の背景**  
 条例制定時と比べて、社会情勢に次のような変化がありました。

- ◎高齢化が進展しています。
- ◎少子化の進展により子育て環境の充実が求められています。
- ◎二十平方メートル以上の規模の大きな物販店や劇場など多くの人が訪れる建物のバリアフリー化が法律により義務付けられました。
- ◎モノレール駅など公共交通機関の施設を新しく建てる場合などもバリアフリー化が法律により義務付けられました。

また、このような社会情勢の変化を踏まえ、身の周りのバリアフリー化を一層進めるため、条例改正に取り組みました。

### 改正のポイント

- 1 規模の大きな（二十平方メートル以上）物販店や医療施設のトイレに、乳幼児用のいすやベッドの設置を求めるとより多くの人に配慮するようになりました。
- 2 児童・生徒が利用する学校内の廊下や階段についても、手すりを設置したり、段差を設けないよう新たにバリアフリーの対象に加えました。
- 3 日常生活に関わりが深い店舗（二百平方メートル以上五百平方メートル未満）やレストランなどについてもバリアフリーの状況を確認していきます。



### サービスなどのソフト面も対象に

お年寄りや障害のある方などが、より安全で快適に施設利用できるように、目標となるバリアフリーの基準を設定しました。

例えば官公庁舎や医療施設などの受付における手話通訳者の設置、車いすやベビーカーの備え付けなどが目標基準であり、ソフト面での配慮も重要です。

### 表彰制度の創設

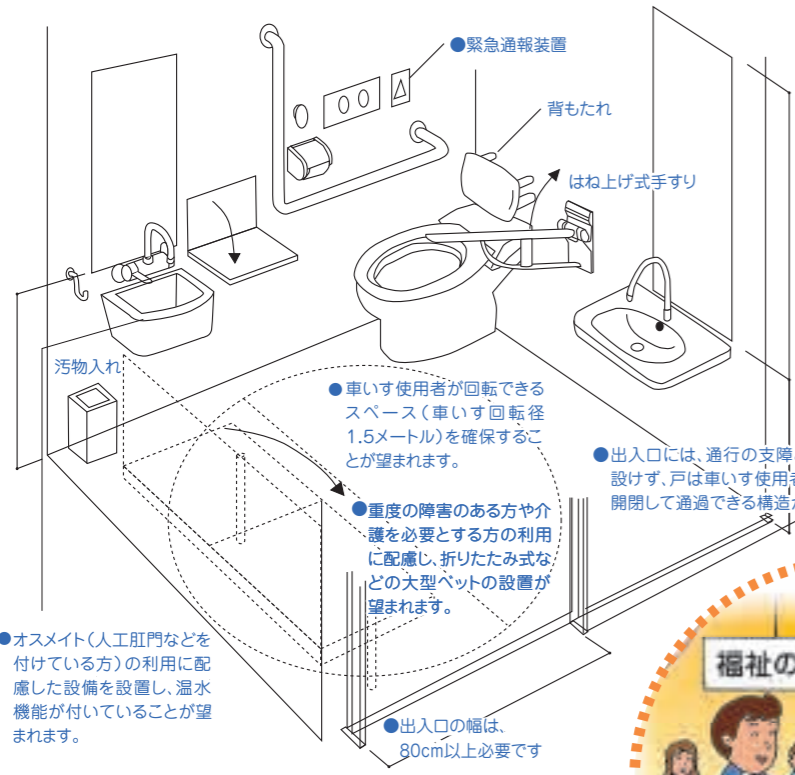
福祉のまちづくりの推進に貢献した方などを表彰することを検討しています。



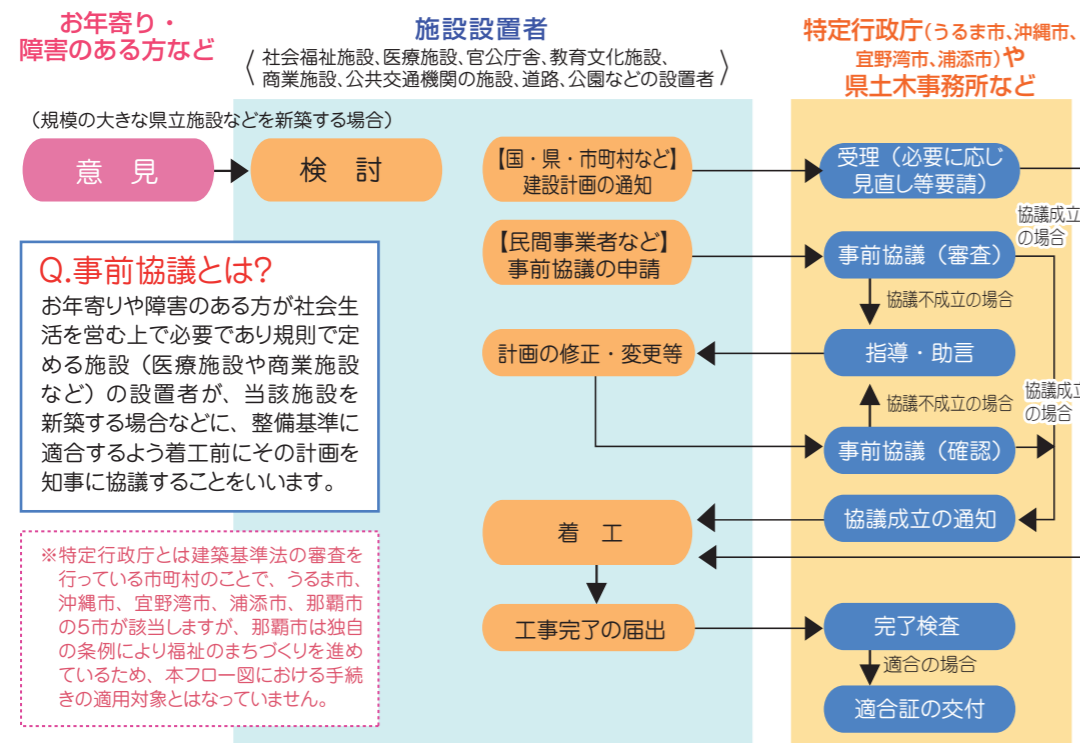
### 新たな取り組み

- 1 規模の大きな県立施設を新築する場

### 多くの方が利用しやすいトイレの例



### 事前協議などの流れ



**Q.事前協議とは？**  
 お年寄りや障害のある方が社会生活を営む上で必要であり規則で定める施設（医療施設や商業施設など）の設置者が、当該施設を新築する場合などに、整備基準に適合するよう着工前にその計画を知事に協議することをいいます。

※特定行政庁とは建築基準法の審査を行っている市町村のことで、うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市の5市が該当しますが、那覇市は独自の条例により福祉のまちづくりを進めているため、本フロー図における手続きの適用対象とはなっていません。

**最後に**  
 福祉のまちづくりは、建物の所有者や設計者などの理解と協力だけでなく、みんなで進めるものです。例えば、車いす使用者用駐車場や歩道上の点字ブロックなどは、障害のある方などが安全で快適に利用できるよう整備して

いるものです。  
 このような施設が十分に機能するためには、県民の皆さんの理解と協力が必要です。一人ひとりがお年寄りや障害のある方の気持ち理解し、ちょっとした配慮を心がけるようお願いいたします。